

令和2年度

秋田県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)



## 議案第12号

令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求める件

令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年8月6日提出

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染等により就業できなくなった被保険者に対し、傷病手当金を支給できるようにするため、後期高齢者医療特別会計予算を補正したものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものである。

専決第2号

令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年5月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志



令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,108,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2国庫支出金		50,849,061	460	50,849,521
	2国庫補助金	15,359,034	460	15,359,494
歳入合計		145,108,042	460	145,108,502

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2保険給付費		144,117,643	460	144,118,103
	3その他医療給付費	594,650	460	595,110
歳 出	合 計	145,108,042	460	145,108,502





後期高齢者医療特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1 総括

## 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	50,849,061	460	50,849,521
歳入合計	145,108,042	460	145,108,502

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	144,117,643	460	144,118,103	460			
歳 出 合 計	145,108,042	460	145,108,502	460	0	0	0

2 歳 入

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
2 国庫支出金	50,849,061	460	50,849,521
2 国庫補助金	15,359,034	460	15,359,494
1 調整交付金	15,112,335	460	15,112,795
歳 入 合 計	145,108,042	460	145,108,502

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 特別調整交付金	460	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	144,117,643	460	144,118,103	460			
3 その他医療給付費	594,650	460	595,110	460			
2 その他医療給付費	0	460	460	460			
歳 出 合 計	145,108,042	460	145,108,502	460	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	460	